

19消安第13709号
平成20年2月28日

各都道府県知事
各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

} 殿

(農林水産省) ^注消費・安全局長 (公印)

農薬取締法第13条第1項の規定に基づく報告命令について

このことについて、株式会社三浦グリーンビジネスに対し、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定に基づく登録が必要な農薬である製品等を製造し、販売した経緯や対応状況等について、同法第13条第1項の規定による報告を別添のとおり命じたので御了知ありたい。

施行注意

- 都道府県知事、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長あてには、注を記入する。

千葉県船橋市新高根 2-21-2
株式会社三浦グリーンビジネス 代表取締役 三浦達也

平成 20 年 2 月 25 日に貴社に対して農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施した結果、貴社において製造・販売していた製品「NEW 碧露」のスプレータイプは、法第 2 条第 1 項に基づく登録が必要な農薬であることが明らかとなった。

「NEW 碧露」の乳剤タイプ及び「緑豊」の乳剤タイプについても、水質汚濁性農薬の有効成分である「ロテノン」が検出されたことから、無登録農薬と判断した。

また、立入検査の結果、「NEW 碧露」を原料とする「凱亜」という資材を販売していたことが明らかとなり、この「凱亜」も無登録農薬の疑いがある。

ついては、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月 13 日までに下記について報告することを命じる。

なお、本処分についての行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく取消訴訟の取扱いについては、別紙のとおりである。

記

- 1 法第 2 条第 1 項の規定に基づく登録を受けずにスプレータイプの「NEW 碧露」、乳剤タイプの「NEW 碧露」及び「緑豊」、並びに「凱亜」を製造した経緯
- 2 当該製品の回収に向けて講じた措置
- 3 当該製品の回収及び処分の状況

平成 20 年 2 月 28 日

農林水産大臣 若林 正俊 （公印）

行政不服審査法に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の
教示について

平成20年2月28日付け農林水産省指令第13709号による処分に対し、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分の通知を受けた日から60日以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立てをすることができます。

また、本処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。